一般不妊治療（タイミング療法・人工授精）および生殖補助医療（体外受精）の保険適用を希望される患者様へ

保険適用をご希望の場合、

法的婚姻関係　または　出生した子について認知を行う意向があるカップル（事実婚）

であることが条件となります。

★ **現在当院で検査・治療中のご夫婦も、ご主人様のカルテ作成と治療計画書作成が必要です。**
※事実婚の場合は事実婚夫婦治療同意書（病院に書類があります）も必要です。

★ 初回の治療計画書を作成する診察日（日曜・祝日を除く受付時間内）に、**お二人でご来院**ください。
当日にご主人様の同伴がない場合は、ご主人様に来院いただくまで自費診療となります。

★ カルテと治療計画書を作成するにあたり、以下をご持参ください。
法的婚姻関係にある場合　：　各自の保険証
法的婚姻関係にない場合（事実婚）：　各自の戸籍謄本、住民票、保険証

日本国籍以外の方のご提出書類
入籍済　一方が日本国籍以外の場合：　各自の保険証、日本国籍の方の戸籍謄本
　　双方が日本国籍以外の場合：　各自の保険証、結婚（婚姻）証明書（日本語または英語）
事実婚　一方または双方が日本国籍以外の場合：　各自の戸籍謄本、住民票、保険証、在籍国の独身証明書（日本語または英語）

★ 治療計画書の作成は、治療内容の変更があった場合や、生殖補助医療の治療周期ごと、もしくは治療内容に変更がない場合であっても6か月ごとに行います。

※ご主人様とご来院の際は、カルテを作成しますので受付時にお知らせください。

※自費診療での治療をご希望される患者様は、診察時に医師にご相談ください。

2024年3月
石渡産婦人科病院　院長